

病院事業の管理者が保有する公文書の開示等に関する規程

平成 24 年 3 月 30 日
病院事業管理規程 第 7 号

つがる西北五広域連合情報公開条例（平成 18 年つがる西北五広域連合条例第 4 号）の規定に基づく病院事業の管理者が保有する公文書の開示等については、広域連合長が保有する公文書の開示等に関する規則（平成 24 年つがる西北五広域連合規則第 2 号）の例による。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。